

産業立地政策からみる地域経済活性化への取り組み

ー 茨城県の企業誘致戦略がもたらす効果 ー

筑波総研株式会社 上席研究員 山田 浩司

はじめに

日本の産業立地政策は、戦後の都市部・工業地帯への立地集中にはじまり、地方への移転・分散政策を経て、地方経済の発展のための産業集積の政策へと変遷していった。企業が新たに立地すれば、その地域では工場の建設や設備の購入、生産・出荷の増加、雇用の創出といった直接的な効果に加え、周辺企業の受注が増加したり、商業施設が進出したり、観光客を呼び込んだり、といった波及効果も期待できる。そのため、産業立地政策は国から地方自治体に主体が移転されており、地方自治体では独自の戦略を展開して企業誘致に取り組んでいる。

こうした中、茨城県は、地域の優位性と企業誘致戦略によって、全国有数の工場立地県の地位を築いている。本稿では、日本の産業立地政策の変遷と工場立地の動向について整理し、茨城県の企業誘致の取り組みと企業誘致がもたらす社会的課題解決への可能性について触れていきたい。

1. 日本の工場立地政策の変遷と工場立地件数の推移

高度成長期～バブル期 工場の地方再配置

日本では戦後の1950年代から1970年代初頭にかけての高度成長期に工業化・都市化が進展した。関東地方南部から九州地方北部にかけて石油輸入の拠点であった地域で鉄鋼・造船・重電機・化学など重厚長大な産業での企業立地が集中し、「太平洋ベルト」と呼ばれる工業地帯が形成された。

1970年代に入ると、立地集中による過疎・過密問題や所得の地域間格差、公害問題が深刻となり、国内では「国土の均衡ある発展」を反映した産業立地政策のもと、都市部から地方への工場移転・

分散の対策がとられていった。1972年に過度に工業が集積している地域から集積の程度が低い地域への工場の移転による工業の再配置を促進することを目的に「工場再配置促進法」が制定された。1973年には、工場立地の段階から、公害・災害等の防止対策、工場緑化等を講じ、周辺的生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していくことを目的に「工場立地法」が制定された。

1980年代になると、1970年代の二度のオイルショックを経て高度成長期は終焉を迎え、これまでの重厚長大産業から半導体やエレクトロニクスなどの軽薄短小産業への転換が進んでいった。こうした産業は石油などのエネルギーを多く使用しないため、交通網が整備されていれば地方でも立地が可能であることから、田園都市国家構想やシリコンバレーを背景にテクノポリス政策がとられ、地方における知識集約化産業の拠点開発が進んだ。

バブル崩壊後～ 地方創生としての企業誘致

1991年にバブルが崩壊した後は、企業業績の低迷で立地需要が減少したことで工場立地件数は減少し、円高・グローバル化に伴う企業の生産拠点の海外移転も重なったことで、国内産業の空洞化が課題となった。政府は、1997年に「地域産業集積活性化法」を制定し、地域産業の自立的発展のために、地域における既存の産業集積の活性化や、地域における新事業創出の促進に向けた支援策を展開した。

2000年代には、地域の産学官連携やネットワーク構築で産業発展を目指す産業クラスター計画が開始された。また、中央集権から地方分権へ

の移行が進められ、2007年に「企業立地促進法」が成立した。自治体が主体となって地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化につながる取り組みを行い、それを国が支援するという政策に転換していった。

2010年代には、少子高齢化、東日本大震災からの復興として日本再興戦略がとられ、地域中核企業を起点とした域内外の経済成長・発展を推進するようになる。2014年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方創生に向けた取り組みとして地域産業の競争力強化が盛り込まれた。

2017年に「地域未来投資促進法」が制定された。同法では、市町村・都道府県と地域の中核企業が主体となり、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的効果を及ぼす事業を「地域経済牽引事業」に承認することで税制措置や市街化調整区域の開発、農地転用などを支援する。

図表1 産業立地政策の変遷

年代	産業立地政策	歴史的な背景
1960年代	大都市の過密・地域格差の是正 新産業都市建設促進法 (1962) 工業整備特別地域整備促進法 (1969)	高度経済成長期 国民所得倍増計画 太平洋ベルト地帯構想
1970年代	地方への工場の移転・分散 工業再配置促進法 (1972) 工場立地法 (1973)	過密・過疎化、公害問題 日本列島改造論 オイルショック、高度経済成長の終焉
1980年代	地方での知識集約型産業の拠点化 テクノポリス法 (1983) 頭脳立地法 (1988)	重厚長大産業から軽薄短小産業へ転換 テクノポリス構想 貿易摩擦・プラザ合意
1990年代	地域産業の自立的発展 地域産業集積活性化法 (1997) 新事業創出促進法 (1999)	バブル崩壊 円高・グローバル化による企業の生産拠点の海外移転
2000年代	産業クラスター政策の推進 中小企業新事業活動促進法 (2005) 企業立地促進法 (2007)	東京一極集中 中央集権から地方分権への移行 リーマン・ショック
2010年代	地域経済牽引事業の推進 まち・ひと・しごと創生法 (2014) 地域未来投資促進法 (2017)	少子・高齢化の進展 東日本大震災 日本再興戦略

出所：各種資料より筆者作成

国内の工場立地件数の推移

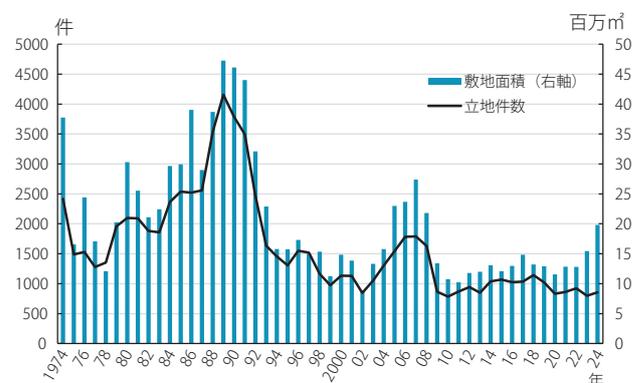
経済産業省が公表する日本の工場立地件数の推移をみると、1970年代のオイルショック後に減少し、その後は、産業が重厚長大から軽薄短小に転換していく中で、地方への生産拠点の開発が進み、バブル景気も追い風となり工場立地件数は増加した。

バブル崩壊後は、工場建設の需要が後退し、グローバル化による生産拠点の海外移転も増加したことで工場立地件数は大幅に減少。その後、2000年代に工場立地件数の増加する時期がみられたものの、リーマン・ショックなどの経済危機もあり、バブル崩壊後の約30年間は工場立地件数・面積ともに低位で推移した。

しかし、2020年代に入ると、立地件数はほぼ変化していないものの、企業の脱炭素化やDX化に関する投資意欲が高まる。また、円安が進行したことに加え、コロナ禍の物流停滞への対策、生産拠点の安全保障の確保などといった供給制約への対策として、安定したサプライチェーンの構築に向けた国内生産拠点への投資の動きが強まっている。

とくに成長産業である半導体産業では、北海道で国産次世代半導体の製造拠点の構築、熊本県では世界的な半導体企業の日本進出に伴い、半導体産業の集積強化の動きに注目が集まっている。

図表2 工場立地件数・敷地面積の推移



注：2002年からは新聞業・印刷業を、2012年からは太陽光発電施設を除外して集計。
出所：経済産業省「工場立地動向調査」

企業誘致が地方にもたらす効果

企業誘致は地域経済の活性化につながる。企業

が新たに立地すると、その工場で新たなものが生産・出荷されることで県内総生産を押し上げ、税収を増加させる。また、新工場で働く従業員の確保が必要なため、地域に新たな雇用も創出される。さらに、企業立地によって県内企業の受注が増えれば、その企業にも新たな雇用をもたらす雇用誘発効果が期待できる。

新たな企業が立地すると、人材獲得競争が厳しくなったり、賃金が上昇することで元から立地している企業にとってはコスト増加となったりすることが指摘されるものの、新たな企業と人材がもたらす知識や技術が波及して周辺企業の生産性が向上する（知識のスピルオーバー）ことで、デメリットを上回るメリットが期待できる。

2. 茨城県の企業誘致に向けた取り組み

茨城県の工場立地の動向

地域経済の活性化のため、各自治体で企業誘致に取り組んでいる中、茨城県は全国トップレベルの工場立地件数を誇る。この10年間の累計の工場立地件数は全国2位、敷地面積は全国1位となっている。

図表3 都道府県別の工場立地の動向（2015～2024年累計）

都道府県	立地件数		敷地面積		設備投資額		雇用予定者数	
	件	順位	ha	順位	百万円	順位	人	順位
愛知	642	1	7,305	4	690,416	3	12,892	2
茨城	633	2	12,312	1	1,229,003	1	11,929	3
静岡	619	3	6,632	5	879,988	2	15,497	1
群馬	522	4	5,378	7	437,273	6	8,732	7
兵庫	503	5	5,055	9	468,402	4	9,706	4
岐阜	441	6	5,406	6	406,303	8	7,707	8
埼玉	335	7	3,369	15	326,324	13	8,833	6
新潟	330	8	2,875	16	225,600	20	5,500	13
栃木	318	9	5,273	8	376,180	10	5,931	12
福岡	308	10	4,510	12	428,643	7	7,217	11

出所：経済産業省「工場立地動向調査」

茨城県が立地先として選ばれる要因としては、企業が工場を立地する際に重視する項目を満たした企業誘致戦略が評価されていることがあげられ

る。一般財団法人日本立地センターの調査によれば、企業が立地先の選定時に重視する要素については、「優遇税制の充実」、「人材確保・育成の支援」、「域内外の交通アクセスの向上」、「用地等の受け皿の整備・供給」といった項目が上位となっている。

図表4 製造業が自治体等に求める立地環境向上への取組

項目	回答割合
優遇税制の充実	62.8%
人材確保・育成の支援	55.1%
域内外の交通アクセスの向上	50.2%
地域での新たな産業の創出	47.6%
用地等の受け皿の整備・供給	40.3%
地元企業に関する情報提供	11.7%
事業連携等のマッチングへの支援	11.4%
BCP策定への支援	8.4%
地元企業の技術力の向上	8.1%
脱炭素化への取組	5.1%
ウェブサイト等による情報提供	4.5%
海外展開への支援	2.8%
大学等の技術シーズの発掘	2.5%
その他	1.3%

出所：一般財団法人日本立地センター「2024年度新規事業所立地計画に関する動向調査」

立地企業への各種優遇制度

茨城県では、全国と比較して手厚い優遇制度を各種設けている。設備投資に対する補助では、半導体・次世代自動車などのグローバル企業の主力拠点の整備、本社機能の移転整備などに対して建設や設備、移転の費用を補助する。また、電気料金に対する補助では、対象となる地域と業種を満たした立地を行う企業に対して電気料金を補助する。課税の特例では、法人税の税額控除や不動産取得税・固定資産税の免除などが受けられる。

本社機能の県内移転は、地域経済に与える影響が大きい。ここでいう本社機能とは、研究・開発部門、調査・企画部門、総務経理等の管理部門、研究所を指す。製造部門だけではなく本社機能や研究所を誘致することで、産業の付加価値を高めたり、多様な人材の雇用創出につながる。

図表 5 茨城県の企業立地に関する優遇制度

優遇制度	内容
設備投資補助	グローバル企業のフラッグシップ（主力）拠点誘致促進補助 半導体及び次世代自動車など成長産業のグローバル企業のフラッグシップ（主力拠点）の整備に対する建設費・設備購入費の補助
	本社機能移転強化促進補助金 半導体及び次世代自動車など成長分野の本社機能の県外から茨城県への移転に対する建設費・設備購入費・移転費用などの補助
	次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助 半導体及び次世代自動車など成長分野の生産拠点の整備に対する建設費・設備購入費の補助
電気料金に対する補助	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 東海村、日立市（旧日立市）、那珂市（旧那珂町）、ひたちなか市での対象業種に対して電気料金の4割程度を交付（最大8年間、上限額あり）
	原子力立地給付金 東海村、日立市（旧日立市）、常陸太田市（旧常陸太田市）、那珂市（旧那珂町）、大洗町、茨城町、鉾田市（旧旭村）、ひたちなか市で小売電気事業者と電気需給契約を締結している者に交付（年間契約電力に地域毎に定められた単価で算出）
課税の特例	法人税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税など

出所：茨城県「いばらきの工業団地」より筆者作成

東京圏への近接性・交通インフラなどの立地優位性

茨城県は、東京圏に隣接しており、最大消費地への近接性が企業の立地先に選ばれる理由の一つである。また、茨城県は、東京圏の近くにあるながら、広大な用地が東京圏に比べて取得しやすく、工業地の平均地価（令和6年都道府県地価調査）も22,400円/㎡と、埼玉県（72,700円/㎡）、千葉県（90,700円/㎡）などの近隣県に比べて割安であることも魅力である。

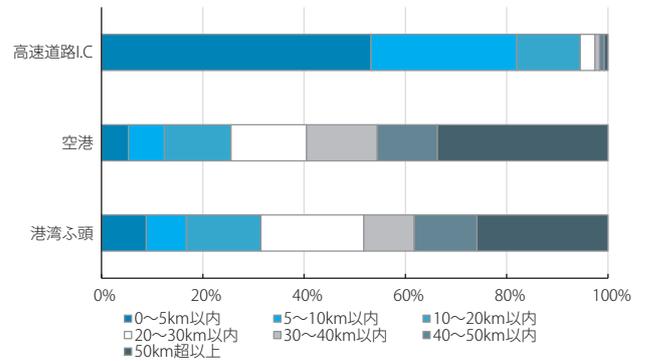
また、高速道路・港湾・空港など広域交通ネットワークの利便性の高さも強みである。

高速道路については、南北に常磐自動車道が通り、首都圏を北関東自動車道、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が環状に通っている。2017年には圏央道の茨城県内区間が全線開通し、4車線化も進んでいることで首都圏内外とのアクセスが大幅に向上している。工場の立地件数を交通インフラからの距離別にみると、輸送に便利な高速道路のIC付近に建設していることが確認できる。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂

港区、大洗港区）と鹿島港の重要港湾が北関東の輸出入のゲートウェイとなっているほか、京浜港の混雑時や東京圏災害時の代替としての機能も期待されている。空港については、首都圏の航空需要の一部を担う茨城空港を県央に有している。

図表 6 工場立地件数（各交通インフラからの距離別）



注：2024年調査の実績をもとに集計。
出所：経済産業省「工場立地動向調査」

スピード感ある工業用地の造成

日本ではバブル崩壊後の工業団地の需要減少で新たな用地開発が抑えられていたため、このところの企業の工場建設の需要の高まりに対して用地の供給が不足している。また、工場立地に関する権限が地方自治体へ移譲が進められた結果、2017年には届出・勧告・命令等の権限は市町村へ完全移管している。しかし、自治体ごとに産業用地に関する知見やノウハウに差があることで開発スピードが遅れるケースもみられる。

こうした中、茨城県では、市町村が工場建設に必要な工業用地を早く提供できる支援体制を整備している。2019年11月に県独自の取組として「未来産業基盤強化プロジェクト」を創設している。同プロジェクトでは、市町村の開発計画の中から実現性の高いものを「産業用地開発地区」として選定し、開発に関する各種手続きを部局横断的な体制で支援することで、事業化決定から造成着手までの期間短縮を図っている。同プロジェクトを通じて、事業化決定から造成事業着手まで通常3~5年の期間を有するところを最短1年に短縮している。また、茨城県では、約20年振りに県による工業団地の開発を行うなど、企業の高まる用地需要に対応している。

人材の確保、地域の人材育成

生産年齢人口の減少、女性や高齢者の労働参加の頭打ちなどを要因に、企業の人手不足感は強まっている。とくに製造業に必要な専門知識や技術を持つ人材、ITスキルを持つ人材が不足している。茨城県では、企業が人材を確保できるように、Uターン推進や外国人材確保に取り組んでいる。

外国人材の確保では、茨城県は外国人の活躍促進に取り組んでおり、最近ではインドの大学と人材育成などの協力覚書を締結しており、インターンシップや日本語講座を通じて県内企業の就職を支援している。インドではITなどの教育も進んでいることから、「高度人材」としての受け入れを強化している。

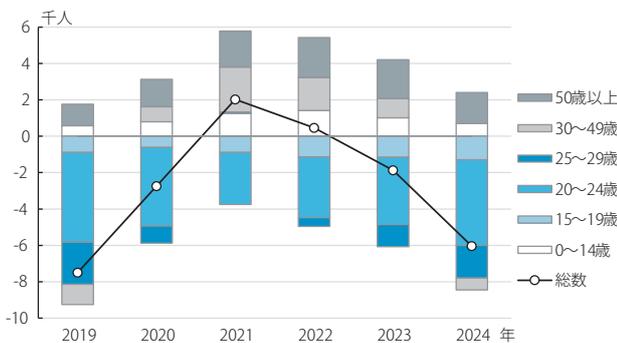
3. 企業誘致と地方の社会的課題の解決

就職先の多様化による人口流出の歯止め

企業誘致は、税収・雇用の増加などに加え、地方の人口減少という社会的課題解決の効果も期待される。

現在、地方では都市部への人口流出への対策が喫緊の課題となっている。茨城県においても、コロナ禍を経て東京圏への人口流出が再び増加している。茨城県の2024年の転出超過数は6,040人と前年に比べ4,177人増加し、2年連続の転出超過となっている。コロナ禍の2021年、22年は、移住先として人気の高まりや東京都への転出が控えられた影響などから、転入超過となっていたものの、再びコロナ前の転出超過の水準に戻る。

図表7 茨城県の転入超過数の年齢内訳



注1: マイナス表記は、転出超過を示す。

注2: 外国人を含む。

出所: 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より筆者作成

年齢階層別にみると、転出超過に大きく寄与しているのは、就職や転職のタイミングにあたる20代である。大学に進学した後、就職時に地元へ戻らず、都内の企業を選択する人が多いことが考えられる。内閣府の調査によれば、自分の都合で出身地域を離れた理由について、「やりたい仕事や就職先が少なかったから」という回答が上位となっている。地元を就職先として選択する若者を増やすには、地元にも多様な職種・業務内容の就職先を創出することが求められる。

こうした中、茨城県の2024年の県外企業立地件数は46件と8年連続全国1位となっており、そのうち東京圏が28件と過半数を占めている。企業誘致に伴い県外からの就職先が増えるだけではなく、多様な人材が集まることで県内の企業や学生、若い世代との交流の機会が増える。人の交流が多くなることで、知識や技術を学習する機会が増えたり、アイデア交換を通じてイノベーションを起こしやすくなったりするため、地域に人材育成の場が形成されていく。

とくに、茨城県内には、筑波研究学園都市をはじめ、各研究機関が集積しているため、産学官による人材育成の場が形成されやすい環境にある。

就職先や人材育成の場として茨城県の魅力が高まれば、若者の流入増加を通じて人口流出に歯止めをかけることができる。

図表8 自分の都合で出身地域を離れた理由

		女性	
		都会へ転居	地方へ転居
1位	希望する進学先が少なかったから	35.0%	23.8%
2位	やりたい仕事や就職先が少なかったから	22.6%	15.7%
3位	地元から離れたかったから	20.7%	14.3%
		男性	
		都会へ転居	地方へ転居
1位	希望する進学先が少なかったから	29.2%	24.6%
2位	やりたい仕事や就職先が少なかったから	21.9%	16.8%
3位	学校や職場に通いづらかったから	16.1%	14.0%

出所: 内閣府男女共同参画局「令和6年度 地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査報告書」

製造業の多様化と新たな業種との関係構築

茨城県の産業構造をみると、全国に比べて製造業のウエイトが高いのが特徴である。総務省の経済センサス活動調査によれば、2021年の県内の従業者数123万7千人のうち製造業に従事する人は27万9千人である。その割合は22.6%であり、全国平均の15.2%を大きく上回る。

さらに製造業の詳細な業種をみると、食料品や金属製品、電気機械器具、プラスチック製品などの構成比が高い。ただし、近年の茨城県に立地した企業をみると、半導体や次世代自動車関連の素材や部材などを製造する成長が見込まれる産業をはじめ、幅広い製造業種の工場立地が進んでいるのも特徴である。

県内に集積する業種と新たな業種で新たな関係を構築することで、取引の増加や付加価値の向上につながる可能性がある。

4. 企業誘致の今後の展望

「製造業の国内回帰」という言葉が使われるようになって久しいが、人口減少が続く日本においては依然として企業の消費地での生産や労働力の確保といった点で海外に生産拠点を設ける動きが続いている。

また、今年に入ってから、米国の関税政策を巡って米国に生産拠点を移転する動きが加速し国内産業が空洞化するのではないかという危機感がある。

地方創生が始まって10年が経過し、様々な取り組みがなされ一定の効果が出ているものの、地方では高齢化や若年層の都市部への流出が続いており、東京一極集中を是正するには至っていない。地方経済の持続的な成長基盤を維持するためには、地域の特性にあった産業誘致政策への取り組みが欠かせない。

また、人手不足が深刻化する中、企業誘致に期待する効果は雇用の「量」よりも「質」に移ってきていると感じる。近年は自動化・省力化が進んでいることで、工場立地による雇用者数の増加は過去に比べると限定的との見方もある。経済波及

効果の分析では、地域の生産額が増えたときに、どれくらい雇用が増えるかを示す「雇用誘発係数」は、雇用者数/生産額で算出される。雇用誘発係数は労働生産性の逆数であるため、労働生産性が高い業種の立地では雇用の増加はかつてほどの大きさにはならない。

雇用の増加だけではなく、立地企業が地域の企業や住民との交流を深め、技術や知識の向上を通じたイノベーションを起こして企業の生産性を高めていくことが地方経済にとってより重要になってきているのではないだろうか。

地方における就職先が多様化すれば、新卒世代の若者の人口流出を抑制し、定着を促進することが期待できる。

企業誘致の対象先については、国内企業だけではなく海外企業に拡大している。成長が著しい海外企業の生産拠点の候補先となれるように、産学官が連携して地域の魅力を高めていくことが求められる。

参考資料

経済産業省「工場立地法FAQ集（第3.0版）」2024年4月
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/koujourittihoufaq.pdf

内閣官房GX実行推進室「エネルギー・GX産業立地政策の論点」2024年10月
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/dai8/siryou2.pdf

経済産業省経済産業政策局「地方創生2.0を踏まえた地域経済産業政策の方向性」2025年6月
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/pdf/025_03_00.pdf